

卒論—DVのない社会に向けて—

中里 葵

目次

- 第一章 1. テーマ設定
- 2. DV とは
- 3. DV 被害の現状

第二章 関連する政策

- 1. 関連法令・制度
- 2. DV の犯罪

第三章 日本の DV 法とアメリカ（カリフォルニア州）の比較

第四章 地方自治体の政策

最終章 DVのない社会を創るために行政ができること

1. テーマ

私はDVのない社会に向けてというテーマで卒論を進めていくことにしました。

なぜこのようなテーマを取り上げるかというと、現在深刻な社会問題となっているドメスティック・バイオレンスは、人の心を傷つけ、家庭環境に悪い影響を及ぼし、それは子どものいる環境であればその子どもの発育にも大きく関わってくる問題であるからです。また、ドメスティック・バイオレンスは、その多くの場合が優位な立場を利用した男性から女性への暴力であることから、女性差別の意識と暴力を容認する男性優位の社会の在り方が背景となっている面もあるので、社会制度の改善などによって解決できる部分があると考えました。DVのような互いの人権を侵害するものは男女共同参画社会を進めていく中であってはならないものだと感じます。そこで、DVの実情を調べたうえで、現在日本政府が行っているDVに関する政策を見直し、諸外国が行っている対DV政策と比較しながら、また市民に、より密着した存在である地方行政がどういった措置をとり、被害者救済にどのような役割を果たしているのかを見直し、今後どのような政策が施行されていくべきか考えていきたいと思います。

2. DV とは

DVとは、家庭内暴力と訳されますが、配偶者や内縁関係間で起こる家庭内暴力のことを指し、児童虐待などは含まれていません。女性が男性に暴力を振るうケースももちろんあります。

つぎに、その内容ですが、身体的暴力（殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつけるなど）、心理的暴力（大声で怒鳴る、罵る、脅すなど）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しないなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、働きに行かせないなど）、社会的暴力（行動の制限、友人に合わせないなど）の大きく4つに分類できます。

その暴力の背景にあるのが、性差別社会であるといえます。つまり経済的、社会的に男性が優位に立つ社会、女性が経済力を持つことが困難を伴う社会、子育てが女性の役割とみなされ、その労働に対して経済的価値が付与されていない社会、妻には夫を世話し支える役割があるとされている社会、男性の攻撃性や暴力性が男らしさの証と容認されている社会、このような社会意識がDVを許してきたといえます。このような社会意識のことをジェンダーといいます。生物学的性差ではなく、社会的・文化的・歴史的に作られた性差のことで、いわゆる男らしさ、女らしさなどの刷り込みのことを言います。

DV被害者は、予測不可能な突然の激しい暴力がいつ起こるか分からない、安心で安全な状況にない日々を恐怖で過ごすことになり、精神的・肉体的に大きなダメージを受けるといえます。身体的、心理的暴力により、被害者は「私がいたらないから」「私が悪いから暴力をふるわれる」と自分を責めていくようになります。被害者は、暴力によって安心や自己尊重観を奪われ、自信を失ってなくなったり、自責感情が強くなり、うつ傾向になります。また、子どものケアができなくなり、孤独感・無力感が深くなります。

被害者が暴力から逃れることが困難な理由としては、誰かに言おうとしたり、別れようとしたら、「殺す」などの脅しを受けている場合があります。そのため、被害者は「別れようと考えたりしたら殺されるかもしれない」という恐怖を感じ、また別れた後の報復に対して強い恐怖を感じています。子供がいる場合、子供のためにも父親が必要ではないかと考えたり、子供の将来を考え、日本では離婚に対する否定的な社会的見方があることから離婚に踏み切れない被害者もいます。また、最低限の金銭しか渡されていなかったり、働きに行かせてもらえないという状況から被害者は別れた後の生活どころか逃げ出すためのお金もないこともあるようです。心理的暴力を受け続けることで、自尊心の低下や問題に対処できない無力感から自立した生活を営むことへの不安を持っている場合もあります。

DVが子供に与える影響としては、暴力でものごとを解決することを学習する、暴力を容認する傾向が出る、児童虐待とDVは重なっていることが多く、DVの起きている家庭の子供の6～7割が身体的虐待、すべての子供が精神的虐待を受けています。そしてすべての子供が、本来持っている個性や素晴らしさを「暴力」という理不尽な力によって奪われていくということがあります。

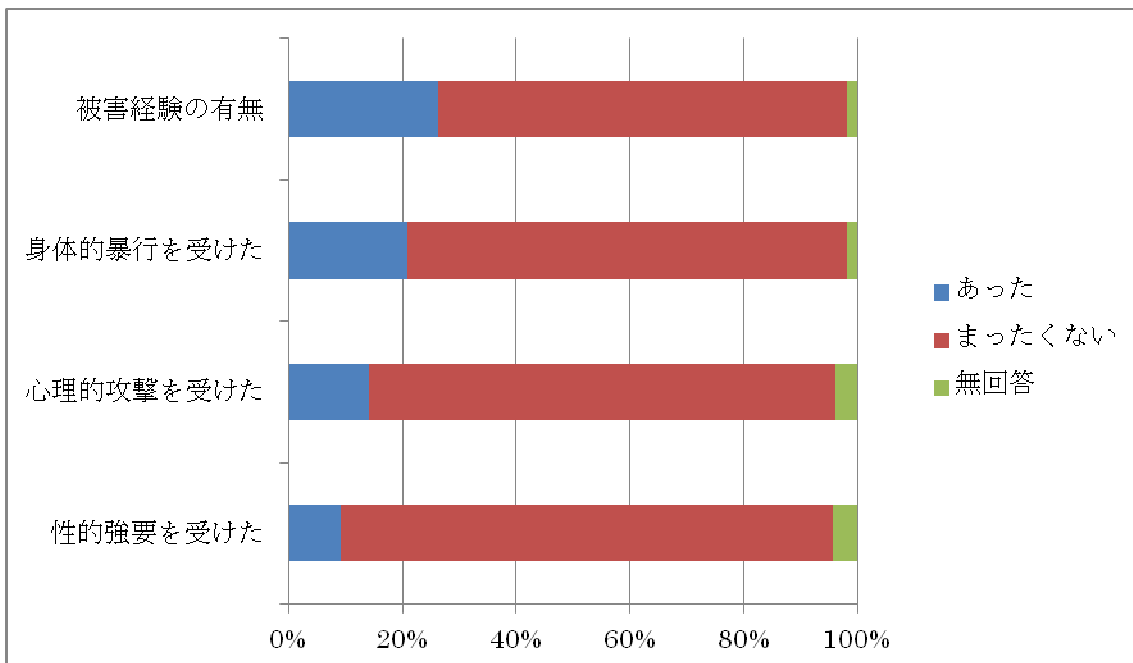
3. DV 被害の現状

内閣府男女共同参画局による調査

これまでに結婚したことのある人（2,598 人）に“なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた”（以下、“身体的暴行”）、“人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなど精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた”（以下、“心理的攻撃”）、“いやがっているのに性的な行為を強要された”（以下、“性的強要”）の3つの行為をあげ、それぞれの行為について、配偶者から被害を受けたことがあるかを聞いた。

“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかについて配偶者から被害を受けたことがある人をまとめると、『あった』が 26.2%となっている。（「何度もあった」7.3%と「1, 2 度あった」18.9%の計）。

それぞれの行為について、被害経験が『あった』割合をみると、“身体的暴行”が 20.1%、“心理的攻撃”が 14.0%、“性的強要”が 9.2%となっている。



配偶者からの被害経験を男女別にみると、被害経験が『あった』は女性が 32.9%、男性が 18.3%となっている。

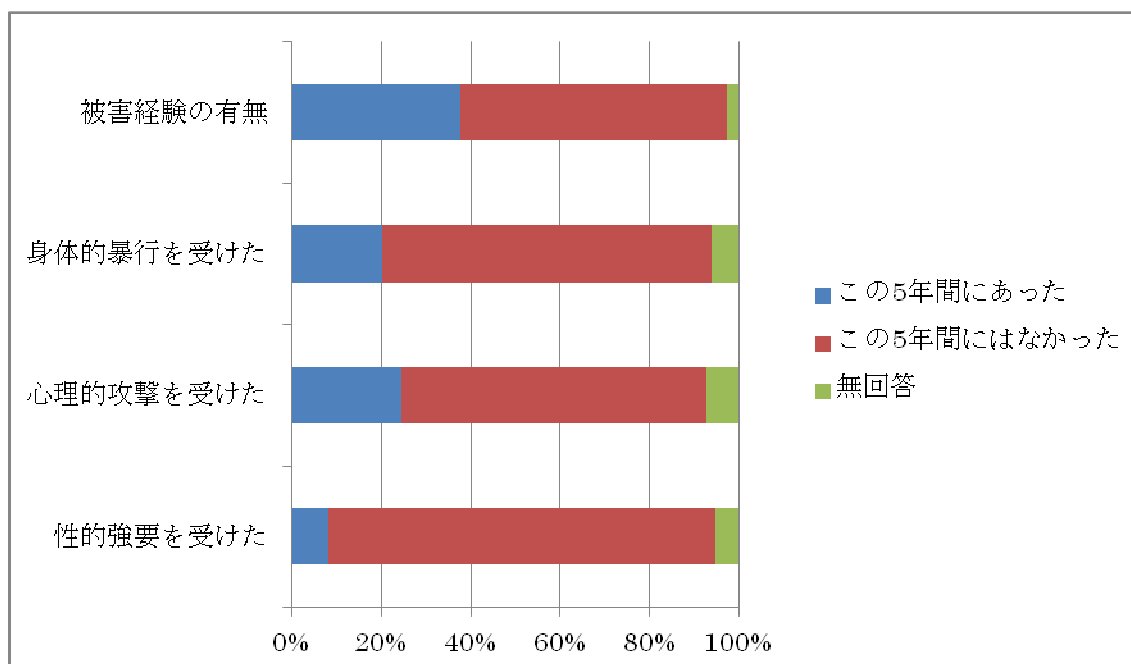
それぞれの行為について、被害経験が「あった」は、“身体的暴行”では女性が 25.9%、男性が 13.3%、“心理的攻撃”では女性が 17.8%、男性が 9.5%、“性的強要”では、女性が 14.1%、男性が 3.4%となっている。いずれの行為も、女

性の方が被害経験者の割合が高くなっている。

配偶者からこれまでに被害を受けたことがある人（681 人）に、“身体的暴行” “心理的攻撃” “性的強要” の 3 つの行為を挙げ、それぞれの行為について、過去 5 年以内の被害経験の有無を聞いた。

“身体的暴行” “心理的攻撃” “性的強要” のいずれかについて 5 年以内に被害を受けたことがある人をまとめると、「この 5 年間にあった」が 37.7%となっている。

それぞれの行為について「この 5 年間にあった」は、“身体的暴行” が 20.3%、 “心理的攻撃” が 24.4%、 “性的強要” が 8.2%となっている。



被害の相談先

過去 5 年以内に配偶者から被害を受けた人（257 人）に、被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしたかを聞き、いずれかの相談先を回答した人の計を「相談した」とまとめた。「相談した」は 42.8%で、女性は 55.0%、男性は 19.3%となっている。

相談先をみると、「友人・知人に相談した」が 24.5%と最も多く、「家族や親せきに相談した」が 23.7%となっている。男女別に見ても、男女とも「友人・知人に相談した」が最も多くなっている。

どこにも相談しなかった人（137 人）の相談しなかった理由をみると、「相談するほどのことではないと思ったから」が 62.8%で最も多く、次いで「自分にも悪いところがあるとおもったから」が 39.4%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 24.8%、「相談しても無駄だと思ったから」が 19.8%などとなっている。

傷害罪などで罰します。このように、日本には DV を罰する法律がありますが、弁護士や専門家の間では、日本での DV の認識の甘さを指摘する声が多くみられます。「日本ではまだまだ、DV は犯罪だという認識がなく、悪いことだと思わないから、何度も同じことが繰り返される。」と日本 DV 防止・情報センター代表の長谷川京子弁護士は言っています。法律も制度も、使うのは人間です。悪循環を断ち切るためには、まず私たち一人一人の意識を変えることが必要なのです。

では、日本と外国では、DV に関する制度についてどのような違いがあるのでしょうか。第三章では日本とアメリカにおける DV に関する制度について比較してみます。

第三章 ◎日本の DV 防止法～アメリカ（カリフォルニア州）との比較～

アメリカ（カリフォルニア州）における DV 加害者に関する制度等について

1 アメリカ合衆国の法体系

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）は、一定の主権を有する50の州（state）で構成される連邦国家である。連邦及び州は、それぞれ独自の憲法を定めており、それぞれ立法権を有している。ただし、連邦は、合衆国憲法により明示的又は黙示的に与えられた範囲内でしか立法権を有しておらず、多くの事項については、各州が定める州法によって規定されている。すなわち、州内においてどのような行為を処罰するか、どのような手続で裁判を行うか、どのような判決を出すかなどについては、すべて州法で規定されており、その内容は州によって様々である。州には、州法、州憲法を含む事件について最終判断を行う州最高裁判所（名称は「supreme court」など）があり、多くの州ではその下に中間上訴裁判所（名称は「courtof appeals」など）が置かれている。また、各州には一般的管轄権を有する第一審裁判所（名称は「superior court」など）が設置されている。そのほか、郡裁判所（county court）などの下級裁判所（限定された管轄権を有する）が設置されている。

2 いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」の関係規定（カリフォルニア州の場合）

カリフォルニア州においては、家族法典（California Family Code）の、第6200条から第6409条の部分が「ドメスティック・バイオレンス防止法」と呼ばれており、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に係る緊急保護命令（emergency protectiveorder）や保護命令（protective order）などについて規定されている。

また、DVに関する刑罰及び刑事手続については、カリフォルニア州刑法典

(California Penal Code、以下「刑法」という。)において規定されている。

3 DVとは

(1) DV

DVとは、次のいずれかの者に対して行われる虐待 (abuse) である (DV防止法第6211条)。

- ① 配偶者又は元配偶者
- ② 同棲者又は元同棲者
- ③ 交際中若しくは婚約中の相手方又はかつて交際若しくは婚約していた相手方
- ④ 家族法典中の統一父性法の下で、当事者の男性が父親であるとの推定がなされた場合において、当該男性との間に子どもを有する者
- ⑤ 当事者の子ども、又は統一父性法の下で訴訟の対象となっている子どもで当事者の男性が保護されるべき子どもの父親であるとの推定がなされた者
- ⑥ 2親等以内の血縁関係又は姻戚関係にある者ここでいう「虐待 (abuse)」とは、
 - ① 故意又は無謀に、身体的傷害を与え又は与えようとする事
 - ② 性的暴行
 - ③ 人に、自ら又は第三者に対して重大な身体的傷害が加えられることが差し迫っているとおそれを抱かせること
 - ④ DV防止法第6320条によって禁じられている又は禁じられ得る行為 (虐待する、攻撃する、殴る、つきまとう、脅す、性的暴行を行う、激しく打つ、嫌がらせをする、電話を架ける、嫌がらせ電話を架ける、私有財産を破壊する、手紙その他で直接間接に連絡を取る、指定された距離を超えて近づく、相手方の平穏を妨げるなどの行為) を行うことをいう。

(2) 処罰される行為

ア 暴行 (battery)

一般に暴行を行った者は、2,000ドル以下の罰金若しくは6か月以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する (刑法第243条(a))。暴行が、配偶者、被告人の同棲者、被告人の子どもの親、元配偶者、婚約者、交際中の又はかつて交際していた相手、婚約中の又はかつて婚約していた相手に対して行われた場合は、2,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する。保護観察に付す又は刑の執行を猶予するには、被告人が、刑法第1203.097条に規定されている加害者治療プログラム (利用可能なプログラムがない場合は、裁判所が指定する他の適当なカウンセリング) に1年程度参加し、これを成功裏に終了することが条件となる (刑法第243条(e))。なお、暴行とは、第三者に対し、故意に不法な有形力又は暴力を行使することである (刑法

第242条)。

イ 外傷 (traumatic condition)

配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、自分の子どもの親に対し、故意に身体的傷害を加え、その結果、外傷（物理的な力により、軽傷か重傷かを問わず、けがをした又は身体の外部若しくは内部が傷ついた状態）に至らしめた者は、重罪とし、州刑務所における2年、3年若しくは4年の拘置若しくは郡刑務所における1年以下の拘置、6,000ドル以下の罰金、又は拘置と罰金の両者を併科する。この規定により有罪判決を受けた者に保護観察に付する場合は、刑法第1203.97条の規定に従うものとする（刑法第273.5条）。

4 加害者に対する命令

(1) 緊急保護命令 (emergency protective orders)

ア 命令の発出

裁判官（※）は、警察官が次のいずれかを信じるに足る合理的根拠を主張する場合は、一方的に緊急保護命令を発することができる（DV防止法第6250条）。

① 命令の対象となっている者から受けた最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、その者が、DVについて、差し迫った現在の危険にさらされ

ていること。

② 家族及び家の構成員による最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、子どもが、家族及び家の構成員による虐待について、差し迫った現在の危険にさらされていること。

③ ある者が、子どもを誘拐する又は子どもを連れて州外に逃げる意思を有していることを合理的に信じることができる内容、又は、最近の誘拐若しくは子どもを連れての州外への逃走についての脅しに関する申立ての内容から判断して、子どもが、両親や親戚により誘拐される、差し迫った現在の危険にさらされていること。

④ 命令の対象となっている者から受けた最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、高齢や成人の被扶養者が、福祉施設法第15610.07条に規定された虐待について、差し迫った現在の危険にさらされていること。ただし、虐待の内容が経済的虐待のみである場合は、緊急保護命令を発することはできない。

※ DV防止法第6241条により、各郡の地方裁判所裁判長は、閉廷中か否かにかかわらず、常時電話で緊急保護命令を口頭で発出することが合法的に可能な、少なくとも1人の裁判官、補助裁判官又は審理人を指名することとなっている。

イ 命令の内容

緊急保護命令は、次のような内容の命令を含むことができる（DV防止法第6252

条)。

- ① DV防止法第6320条で規定される、具体的な虐待行為を禁止する命令
- ② 第6321条で規定される、被告を住居から退去させる命令
- ③ 第6322条で規定される、第6320条、第6321条により発せられた命令を実効的なものとするために必要であると裁判所が決定した特定の行為を禁止する命令
- ④ 危険にさらされている者及び命令の対象となっている者の未成年の子どもの一時的保護及び監督を決定する命令
- ⑤ 危険にさらされている子ども及びその家庭の他の未成年の子どもの一時保護及び監督に関する条項を含む、福祉施設法第213.5条により決定された命令
- ⑥ 誘拐の危険にさらされている未成年の子どもの一時保護及び監督を決定する命令
- ⑦ 福祉施設法第15657.03条により決定された命令

ウ 命令発出後の手続

緊急保護命令は口頭で発出されるので、命令を申請した法執行官は、発出された命令を書面にし、署名をする(DV防止法第6270条)。法執行官は、命令の対象者に命令を送達し、保護される人に命令の写しを交付する。また、命令発布後、速やかにその写しを裁判所に提出する(DV防止法第6271条)。

エ 命令の効力

緊急保護命令は、

- ① 命令発出後、5日目(裁判所閉廷日を除く。)の裁判所の閉廷時
- ② 命令発出後、7日目のうち、いずれか早い時刻に効力が切れる(DV防止法第6256条)。

(2) 保護命令(protective order)

保護命令とは、裁判官が一方的に、告知及び聴聞の後に、又は婚姻解消等に係る訴訟において下される判決の中で発出される、次の内容のいずれかを含む禁止命令である(DV防止法第6218条)。

- ① DV防止法第6320条で規定される、具体的な虐待行為を禁止する命令
- ② DV防止法第6321条で規定される、被告を住居から退去させる命令
- ③ DV防止法第6322条で規定される、第6320条、第6321条により発せられた命令を実効的なものとするために必要であると裁判所が決定した特定の行為を禁止する命令

(3) その他の命令

(2)の①②③のほか、裁判官が一方的に発出することができる命令としては、以下の命令がある。

- i 原告、子ども、両親、子どもの保護者の住所や個人情報の開示を禁止する命令(DV防止法第6322.5条)

- ii 親子関係を確立した当事者対し、裁判所が決定した条件の下、未成年の子どもの一時的監護及び面会を行うことを決定する命令（DV防止法第6323条）
 - iii 当事者の動産、不動産の一時使用、所有、管理、命令の有効期間中に留置権や抵当権の支払について決定する命令（DV防止法第6324条）
 - iv 結婚している当事者に対し、2045条に規定された、共有、準共有、財産分割に関する一定の行為を禁止する命令（DV防止法第6325条）
- また、(2)の①②③のほか、告知及び聴聞の手続後に発出できる命令としては、
- (ア) 両当事者が結婚している場合において、加害者に子どもの養育及び扶養に必要な費用を支払うことを命ずる命令（DV防止法第6341条）
 - (イ) 所得の喪失及び医療費や一時的な住居費などを含む出費について、被告に賠償させる命令（DV防止法第6342条）
 - (ロ) 告知聴聞後、裁判所が、一方的に発出した命令を支持できないと判断した場合において、当該命令により被告が被った経費を原告に賠償させる命令（DV防止法第6342条）
 - (エ) 被告の虐待の結果として原告に必要となったサービスに要した合理的な費用を、被告に公私の機関に対して賠償させる命令（DV防止法第6342条）
 - (オ) 被告に、第1203.097条に規定されている、保護監察局によって承認された加害者プログラムに参加することを要求する命令（DV防止法第6343条）
 - (カ) 勝訴側の弁護士費用の支払を命ずる命令（DV防止法第6344条）
- (4) 保護命令違反

家族法典第6218条に規定される保護命令に故意に違反した場合は、軽罪であり、1,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第273.6条(a)）。

保護命令に故意に違反して、身体的傷害を生じさせた場合は、2,000ドル以下の罰金若しくは30日以上1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第273.6条(b)）。

※ ただし、郡刑務所に少なくとも48時間拘置された場合、裁判所は、理由を公表した上で、30日の拘置期間を短縮又は免除することがきる。その決定に当たっては、事実の重大性、訴訟係属中に更なる命令違反の申立てがなされるか否か、将来の違反の可能性、被害者の安全、及び被告人が成功裏にカウンセリングを完了したか又は成果を挙げつつあるかどうかを考慮する。

5 司法手続

(1) 捜査

事件が起きた場合、警察官により捜査が開始される。

(2) 逮捕

警察官が被疑者を逮捕するには基本的には逮捕状が必要となるが、以下の場合

は逮捕状なしで被疑者を逮捕することができ（刑法典第836条(a)）、実際には、ほとんどの場合に無令状逮捕が行われている。

○ その者が当該警察官の面前で犯罪を犯した場合

○ その者が重罪を犯したと信ずるに足りる相当な理由がある場合（当該警察官の面前でなくても良いし、実際に重罪が犯されていなくても良い。）

さらに、DVに関しては、以下のような事項について、特別に規定されている。

① 家族法典に基づき発出されたDVに関する保護命令、禁止命令等の違反として通報を受けた場合、警察官において、命令の対象となる者が命令発出の通知を受けており、かつ、当該命令に違反する行為を行ったと信ずるに足りる相当の理由がある場合には、当該違反行為が当該警察官の面前で行われたか否かにかかわらず、逮捕状なしで逮捕することができる（刑法典第836条(c)）。

② 被疑者が、配偶者、元配偶者、婚約者、元婚約者、同棲相手、元同棲相手、交際相手、元交際相手、被疑者の子どもなどに対し、暴行、脅迫を行った場合、警察官は、実際に暴行、脅迫が行われたかどうかにかかわらず、被疑者が暴行、脅迫を行ったと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その理由が生じた後直ちに被疑者を逮捕するのであれば、逮捕状は必要ない（刑法典第836条(d)）。逮捕後、拘置所に拘置された被疑者は、保釈金又は誓約により保釈される場合もある。

また、軽罪の場合は、出頭命令書の発出により、釈放することも可能である。ただし、DVに関する保護命令違反の場合は原則として被疑者の釈放は行わない。なお、釈放されない場合は拘置所に収監されることとなる。

(3) 告発 (charge)

警察官は、身柄拘束後被疑者を裁判所に告発するか否かを決定する。

(4) 冒頭手続

裁判官は、釈放されていない被疑者について、最初の審問である冒頭手続の際に、釈放の可否を決定する。被疑者は誓約保証金を支払うことにより、釈放されることも可能である。

裁判所、地区検事、被害者は、釈放の条件として退去命令及び接近禁止命令を求めることができる。このほか、加害者プログラムや薬物濫用治療を条件に加えることもできる。

この条件に違反した場合は、裁判所は釈放の取消しを勧告する。裁判所が釈放を取り消した場合は、被疑者を拘置所に戻すか、逮捕状を請求するかのどちらかになる。

重罪で告発され、罪を認めていない場合は、予備審問を行い、起訴に値するかどうかを判断する。この際、被害者も証言を求められる。軽罪の場合は、予備審問は開かれない。

軽罪で告発された場合で、被告人が罪を認めないときは、裁判官、地区検事、弁護士が集まり話し合いが持たれる。この会合の結果を踏まえても、被告人が、依然として罪を認めない場合は、正式審理に入ることとなる。

(5) 起訴

地区検事は、警察からの報告に基づき、被告人を正式に起訴するか否かを決定する。

(6) 罪状認否手続

地区検事によって正式に起訴された場合、まず、弁解が聴取される（罪状認否手続）。被告人が罪を認め争わない場合は、速やかに判決が言い渡される。

(7) 公判

ほとんどの場合は、被告人が罪を認め、公判手続まで行かないが、罪を認めない場合は、公判が行われることとなる。

6 アメリカ（カリフォルニア州）における加害者更生に向けた取組

(1) アメリカにおける刑事司法の特徴

アメリカでは日本と異なり、無令状で被疑者を逮捕することが多い。犯罪を犯したと認める相当な理由があれば被疑者を逮捕し、その後本格的な取調べを行う。しかし、警察での取調べ時間は、24時間に限られていることが多く、あとは裁判所に身柄が引き渡されることとなり、多くの者は、裁判所において保釈されている。

また、正式な裁判に至るまでの間に、司法取引などにより手続が終結することが多い。

正式に起訴された場合も、有罪を認めるのならば、裁判の手続に入らず、判決が言い渡されることとなる。

(2) カリフォルニア州における加害者更生制度

ア 冒頭手続における保釈に付随するもの

警察に逮捕された被疑者は、早い段階で裁判所に身柄を引き渡され、裁判官から審問を受ける。この際に裁判官が保釈を認めることが可能であり、多くの場合はこの段階で保釈が認められる。裁判所、地区検事、被害者は、加害者プログラムの受講を釈放の条件とするよう求めることができる。

イ 執行猶予に付随するもの

判決により刑の執行を猶予する際に、裁判官が加害者プログラムの受講を命ずることが可能である。

(3) 加害者更生プログラムの内容

カリフォルニア州では、刑法典第1203.097条第m(c)項により、加害者プログラム（batterer's program）の内容についてのアウトラインが示されている。その中で、加害者プログラムは、DVをなくすことを目標とし、講義、講座、グ

ループ討議、カウンセリングなどを含むことができると規定されている。規定されたアウトラインは以下のとおりである。

- ① 被告に、DVの責任を自覚させるものであること
- ② 同じジェンダーのグループによる活動であること。
- ③ 身体的、感情的、性的、経済的、言語的虐待について定義を与え、これらを止めるための技術を提供するものであること。
- ④ 被害者が利用可能な資源に関する情報とともに、加害者が連続したプログラムに参加する要件に関する情報を被害者に提供すること。また、このプログラムに参加したことを持って、被告が暴力的でなくなったとの証明にはならないとの情報も被害者に提供しなければならない。
- ⑤ 薬物の影響がない状態でグループ活動に参加すること。
- ⑥ 最低限、ジェンダー役割、社会化、暴力の性質、パワーとコントロールの力学、暴力が子どもや他人に与える影響について検査をする教育的プログラムであること。
- ⑦ カップルカウンセリングやファミリーカウンセリングを含まないものであること。
- ⑧ プログラム実施者は、被告がプログラムによって利益を受けているか否かについて調査することができ、有益でないと判断した場合は、その参加を拒絶することができる（この拒絶は、被告の支払い能力を理由としてはならない。）。可能であれば、他の適切なプログラムを提案することとする。
- ⑨ プログラムスタッフは、可能な限り、配偶者からの虐待、児童虐待、性的虐待、薬物濫用、暴力と虐待の力学、法律、法的手続等に関する特別な知識を持つこと。
- ⑩ プログラムスタッフに、専門知識、訓練、地域DVセンターの支援の利用を促進すること。
- ⑪ プログラム内容、参加要件、薬物の影響のない状態でのグループ活動への参加、利益がない又はプログラムを破壊すると判断された場合のプログラムからの撤退について、明文で確認すること。
- ⑫ 被告に、プログラムやグループ活動に参加することにより得た情報のいついての守秘義務を負わせること。
- ⑬ プログラムは、文化的、民族的に敏感でなければならないこと。
- ⑭ プログラムに参加するには、事前に裁判所又は保護観察局の書面による委託が必要であること。この書面により、裁判所が要求した最低限の活動数が告げられる。
- ⑮ 保護観察局に提出する以下の様式。
 - ・ 裁判所や保護観察局から提出された参加証明書

- ・ 進捗状況報告
- ・ 最終評価

⑩ 料金は加害者の収入に合わせたスライド制とすること。

(4) 民間団体の取組

カリフォルニア州では、(3)のアウトラインに即して、民間団体により様々なプログラムが開発されている。例えば、サンフランシスコ市の「マンアライブ」(非営利団体)では、

① 暴力が男らしさの問題行動であるという正しいメッセージを加害者に送ること

② 本当のリハビリテーションの機会を与えること

が加害者プログラムに必要であるとして、3段階で構成されるプログラムを開発している。第1段階は、自分の行為を自覚するための工程、第2段階は、暴力的ではないコミュニケーション能力を身につけるための工程、第3段階は、責任ある親密さを回復するための工程と位置付けられている。

参考文献

中村正「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」

(1999年立命館産業社会論集第35巻第1号、立命館大学産業社会学会)

西尾和美「家庭内暴力専門のDV裁判所－米国のころみー」(1993年アディクションと家族第16巻1号)

「女性に対する暴力・家庭における暴力－英米の法執行マニュアルから－」(平成12年警察政策研究センター)

平成12年度社会安全研究財団助成調査研究報告書「女性に対する暴力事犯の予防及び対処に関する研究」(平成13年財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会)

我が国におけるDV加害者に関する制度等について

1 我が国の法体系

日本においては、日本国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。都道府県、市町村等の地方公共団体は、法令の範囲内で条例を制定できるに過ぎない(地方自治法第14条第1項)。

どのような行為が処罰されるかについては、一部、地方公共団体が定める条例において規定されているものもあるが、基本的には法律で定められている。また、刑事手続については、法律で定められている。

裁判所については、最高裁判所のほか、下級裁判所として高等裁判所、地方裁

判所、家庭裁判所、簡易裁判所が存在する（裁判所法第2条）。制度は、原則として三審制が採られている。

2 我が国におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律
我が国においては、刑法その他の法令において、暴行、傷害等の罪について規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。配偶者間の暴力の処罰について特別に定めた法律は存在しない。

平成13年4月には、配偶者暴力相談支援センターや保護命令について規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月（一部は平成14年4月）から施行されている。刑事手続については、刑事訴訟法で規定されている。

3 配偶者からの暴力とは

配偶者からの暴力とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（配偶者暴力防止法第1条第1項）。

配偶者からの暴力に該当する主な犯罪行為及び法定刑は以下のとおり。

○ 殺人（刑法第199条）

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する。

○ 傷害（刑法第204条）

人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○ 暴行（刑法第208条）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 加害者に対する命令（保護命令）

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、以下の命令を命ずるものとする（配偶者暴力防止法第10条）。

① 接近禁止命令

6か月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止する命令。

② 退去命令

2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去させる命令。

これら保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

5 司法手続

(1) 捜査

警察官その他の司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する（刑訴法第189条）。検察官も、必要と認めれば自ら犯罪を捜査することができる（刑訴法第191条第1項）。検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査を行う（刑訴法第191条第2項）。検察官と警察官等とは捜査に関し、互いに協力することとなっている（刑訴法第192条）。

(2) 逮捕

警察官その他の司法警察職員、検察官、検察事務官（以下「警察官等」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる（刑訴法第199条第1項）。

逮捕状は、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）が裁判官に対し請求する。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があると認めるときは逮捕状を発するが、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡するおそれがなく、かつ罪証を隠滅するおそれがないなど、明らかに逮捕の必要性がないと認めるときは、逮捕の理由があると認める場合においても、逮捕状の請求を却下しなければならない（刑事訴訟法第199条第2項、刑事訴訟規則第143条の3）

ただし、緊急逮捕（※1）、現行犯逮捕（※2）については、この限りではない。

※1 緊急逮捕（刑事訴訟法第210条）

警察官等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯したことを疑うに足る十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに逮捕状を求める手続をしなければならず、逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

この規定によると、殺人や傷害は緊急逮捕が可能であるが、暴行については、緊急逮捕を行うことはできない。

※2 現行犯逮捕（刑訴法第212条、第213条）

以下の者は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

○ 現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者

○ 次の一に当たる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる場合

- ・ 犯人として追呼されているとき
- ・ 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき

- ・ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき
- ・ 誰何されて逃走しようとするとき

(3) 勾留

司法警察職員が逮捕した被疑者は、最終的には法律上の時間制限内に検察官に送致され、検察事務官が逮捕した被疑者は、検察官に引致される（刑訴法第203条、202条）。

自ら逮捕した場合を含め、検察官は、被疑者留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、法律上の時間制限内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない（検察官は勾留請求せずにこの時間制限内に起訴することもある。）（刑訴法第204条、205条）。裁判官は、被疑者に事件を告げこれに対する陳述を聴いた上、被疑者が罪を犯したと疑うに足る相当な理由があり、かつ、被疑者が、定まった住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるとき、又は逃亡し若しくは逃亡すると疑うに足る相当な理由があるときには、被疑者を勾留することができる（刑訴法第207条、60条、61条）。勾留期間は、原則として10日間であるが、やむをえない事由があるときは、裁判官は検察官の請求によりさらに10日間まで延長することができる（刑訴法第208条）。

(4) 起訴

検察官は、逮捕・勾留中の被疑者については、上記のような時間の制限内に所要の捜査をして、被疑者を起訴する（刑訴法第247条）か否かを決することになる。検察官は、起訴が可能であっても、犯罪の軽重、情状等を考慮して起訴を必要としないときは、起訴しないことができる（刑訴法第248条）。この期間内に起訴しない場合は、被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第205条第4項、第208条第1項）。また、逮捕・勾留されていない、いわゆる在宅の被疑者の事件については、司法警察員は、所要の捜査等の後、検察官のもとに送致・送付が行われ（刑訴法第242条、246条）、検察官は、さらに所要の捜査を遂げて、起訴するか否かを決することになる。

(5) 裁判

被疑者が起訴された場合には、裁判所により公判が行われ、その結果、判決が言い渡される。

3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金の言渡しについては、執行猶予（情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予すること）が言い渡される場合もある（刑法第25条、刑訴法第333条第2

項)。執行が猶予される場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる（刑法第25条の2）。

なお、50万円以下の罰金又は科料を科すような事件については、検察官の請求により、公判前に書面審理のみにより刑を言い渡す略式手続を採ることができる（刑訴法第461条）。

7 我が国における加害者更生に向けた取組

(1) 公的機関の取組

ア 受刑者に対する指導

現在、刑務所等の行刑施設においては、配偶者からの暴力の加害者に対する特別な指導は行っていないが、これに関連する指導として、性犯罪防止教育を、八王子医療刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所、奈良少年刑務所、松山刑務所の5か所で実施している。

イ 保護観察対象者に対する指導

保護観察処遇においては、対象者の問題性その他の特性にみられる共通性に着目し、その問題性等に焦点を当てた類型別処遇を実施しているが、この類型の一つに、配偶者からの暴力の加害者としての問題を加え、この種対象者に対する保護観察処遇の一層の充実化に取り組んでいる。

ウ その他の取組

刑務所等の行刑施設以外の公的機関においては、加害者から相談に応じているところは数か所あるものの、現時点において加害者更生プログラムを実施している機関は見当たらない。

(2) 民間団体の取組

いくつかの民間団体では、数年前から、自主的に訪れる加害者を対象に、集団プログラム等を実施している。

ほとんどの団体は、アメリカの加害者更生プログラム等を参考に、アレンジを加えた独自のプログラムによりグループ討議等による加害者更生を行っている。ここでは、いくつかの団体が行っている加害者更生に向けた取組について紹介する。

ア メンズサポートルームの取組

メンズサポートルームでは、アメリカの加害者向け非暴力プログラムを日本社会に適合するようアレンジを加え、「男のための非暴力グループワーク」として実施している。立命館大学大学院応用人間科学研究科教授の中村正氏がグループの主宰を努め、スタッフはすべて男性である。平成10年から大阪で実施しており、平成14年からは京都でも実施している。大阪では、春と秋にそれぞれ6週間のグループワークを行い、それが終了した後、隔週で行う「非暴力を語る会」を実施している。京都では、10週間連続のプログラムを実施している。

1 グループ約10人で、1回の参加費用は1,000円。対象は、自主的に参加する加害者で、配偶者間の暴力の加害者に限らず、恋人など親密な関係にある者に対する暴力や兄弟間の暴力の加害者も含まれている。

イ 日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン（J U S T）の取組

J U S Tは、児童虐待の後遺症者、強姦・性的ハラスメント・ストーキング等の成人期性的外傷体験の後遺症に悩む人々、配偶者虐待などの成人期外傷体験の後遺症に悩む人々、我が子を虐待してしまう母たちで構成された相互支援のための連合体である。その中で、「J U S T男性問題特別講座」を実施している。この講座は、配偶者に常習的に暴力を振るう加害者だけでなく、父親の役割に迷う者や引きこもりなどの社会適応不全者も参加しているが、基本的には、男性の攻撃性に関するプログラムである。6回を1期とした有料グループ療法を行っており、参加費用は1期ごとに2万円である。期ごとの参加者は約15人で、すべてJ U S Tが行う無料ミーティングやフォーラム、ホームページ等により情報を得て自発的に応募してきた者である。精神科受診歴のある加害者も受け入れている。治療は、精神科医の斎藤学氏ほか2人の男性スタッフで行っている。

ウ ベター・パートナーシップ・センターの取組

ベター・パートナーシップ・センターでは、平成14年4月から、アメリカ（カリフォルニア州）の取組を参考に加害者の更生のための取組を行っている。ファシリテーターは、団体の代表である山口のり子氏であり、毎週日曜日、52週間かけてプログラムを実施している。1回の参加費用は2,000円。対象は、配偶者間の暴力の加害者に限っておらず、恋人など親密な関係にある者に対する暴力の加害者も含まれている。申込者が8人になればプログラムをスタートし、途中で脱落者が出た場合は人員を補充することとしている。すべて、ホームページや広告を見て申し込んできた人である（ただし、アルコール依存、薬物依存がある人や精神疾患を有している加害者は対象としていない。）

平成16年12月の我が国のDV法改正の内容とも合わせて日本とアメリカを比較してみます。

(1) “配偶者からの暴力”の定義の拡大

今までは、配偶者（事実婚も含む）だけだったのが、元配偶者も含むことになりました。このため、DVのために離婚した後も、心身に危険があれば保護命令を出すことができます。アメリカではDVの加害者に（元）配偶者のみならず、デート関係にあるパートナーも含んでいます。

⇒◎DVの対象となるパートナーの関係性の差

(2) 保護命令制度の拡充

改正前は「被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きい時は、裁判所は被害者の申し立てにより、当該配偶者に対し、6ヶ月間、被害者に接近することなどを禁止すること、生活の本拠とする住居から2週間退去することを命ずること」となっていました。この点における変更点は、被害者本人だけでなく、子供への接近禁止命令も発することができる（ただし、子供が15歳以上のときはその同意がある場合に限る）、被害者とともに生活の本拠としている住居付近の徘徊も禁止する、退去命令を2ヶ月に拡大し、再度の退去命令の申請も可能になり、さらに保護命令の手続きを改善するなどです。被害者は子供と一緒にいることが多いので、子供への接近を禁止することは被害者・子供の安全のためとても大切なことでした。今後の問題は、永久保護命令がないため、退去命令が有効な2ヶ月以内に被害者は安全なところに逃げる必要があることです。ここでのアメリカとの違いは、日本では加害者が逮捕されるということはほとんどありませんが、アメリカではDVがあったと認められれば逮捕され、被害者の申請なく検察側が3ヶ月の接近禁止命令を出します。また、保護命令は最初、緊急措置として2週間認められ、その後、裁判官が1年またそれ以上の命令を出しその後再申請も可能となっています。

⇒◎DVで逮捕されるアメリカ、保護体制の充実したアメリカ

(3) 市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施

今までは都道府県の婦人相談センターなどに相談機関があったため、遠くて相談に行くことができないケースがありましたが、今回の改正で市町村でもDVの相談センターができるようになりました。

(4) この他、改正案の中で、被害者の自立のための就業、住居などの政府の支援の明確化、被害者保護を図るため、民間との連携強化などが述べられています。今、日本では公的なシェルターが150ほど、民間シェルターが75ほどしかありません。民間はほとんど政府から補助金が出ないので、とても大変な状況のようです。外国人被害者のためのシェルターに、DV法ができた途端、日本人被害者が殺到したという例もあります。日本では、最近になってマスコミがDVについて騒ぎ出したので、今後もっとシェルターは、必要になるでしょう。それとともに、DVについての一般人への啓蒙、職員の研修、加害者更正プログラムの設置、外国人被害者の援助などが、今後の課題として考慮する必要があるようです。

アメリカでは日本よりシェルターの数ははるかに多く、政府からの経済的援助

がたいといありますが、それでもシェルター不足は深刻な問題です。シェルターに入りたいと思ってもすぐ入れるわけではありません。ですから、その間どうしたら安全でいられるか、被害者は安全策（セーフティ・プラン）をアドボケイトとよく話し合う必要があります。

アドボケイトの訓練はワシントン州では WSCADV (Washington State Coalition Against Domestic Violence) や KCCADV (King County Coalition Against Domestic Violence) などの団体、そして国の犯罪被害者権利擁護局 (Office of Crime Victims Advocacy) などを行っています。

このように、まず日本とアメリカとではDVの対象に交際相手が含まれないことや、決定的に違うのは、アメリカではDV加害者は即逮捕されるということです。日本のDV法では、被害者が「逮捕してくれ」と訴えない限り警察はどうすることもできないようになっています。しかしアメリカ・カリフォルニア州のDV法では、警察が来た時に例えば妻が「階段から落ちただけです。帰ってください。」と言っても「これはDVがあったな」と警察が判断した時には、加害者を逮捕しなくてはいけないことになっています。それは警官の教育が行き届いていて、DVやDV法について知らないと言えないくらいです。ですから、警察たちはDVの見分け方がわかる。DVがあったとみた場合にはその場で逮捕となります。警察にはDVの部署と子供の虐待に対応する部署があるので、警察官も非常に教育されていますし、女性を助けていくアドボケートたちもいますし、カウンセラーも置かれています。そして告訴も、被害者がするのではなく検察側がします。例え被害者が「告訴されたら生活していけない」と言っても、検察側がDVだと判断した場合は被害者の意思とは関係なく告訴が可能です。検察局と観察人も、シェルターなど被害者を助ける機関と連携して協力し合っているのです。被害者にとっては大きなサポートになっているようです。

しかし、現在までの日本のDV法では、以前に警察にDVのことで連絡していないと退去命令は適用されないのです。つまり「まず殴られろ」「一度殴られてから次の時に警察に連絡した場合には、何とかするよ」と言っているようなものなのです。もしくは公証人のところに行ってDVの認定をしてもらい、退去・接近禁止命令を出してもらいやり方があります。つまり妻本人が「殴られました」といっても、それだけでは信じてもらえないわけです。公証人のところに行って、「絶対こういうことがありました」と認証してもらわないと、接近禁止命令は出ないのです。さらには日本のDV法の場合、ようやく2週間の退去命令がでて、それだけなのです。2週間したら夫は帰ってくるのです。こ

るばかりです。しかしアメリカのDV法がこのように整うまでに、30～40年と戦ってきてやっと獲得した法律です。それに比べ日本はここ最近になってようやくDV法ができた状態です。法律や様々なサポートが整うまでにはまだまだ時間が必要かもしれません。それでもこのことの意味は大きく、そしてすこしずつ改善していく努力をして行くのだと思います。

それゆえ今現在の被害者は、この現状を受け止め自分の身は自分で守る必要があります。自分の置かれた状況をDVであると認識し、どうすべきかを考え立ち向かうパワーが必要になります。そしてDVは習慣化・悪化していき、それが続くことで被害者も自分を守る力を失っていきます。それゆえできるだけ早い段階で行動を起こす必要を感じます。

今の日本でDVに苦しんでいる被害者を救済するためには、やはり、DV被害の予防につなげるための意識の啓発、被害が起こってからの相談できる環境の整備、保護施設の強化、また加害者更生プログラムまでのシステムを地方自治体でできる限りの施策を行っていくことでしかDV被害を減らしていくことにはならないと考えます。そこで、第四章では現在行われている地方自治体の施策について取り上げます。

第四章

◎地方自治体の施策

佐賀県

～DV 被害者支援基本計画～

・経過と取り組みの現状

H13年10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部施行（配偶者暴力相談支援センターに関する規定の施行は、H14年4月1日）

H14年4月 佐賀県では、配偶者暴力相談支援センター業務を県婦人相談所と県立女性センター（アバンセ）で開始

H16年4月 佐賀県DV総合対策センター及び佐賀県DV総合対策会議を設置

H16年12月 改正DV防止法施行

・基本計画の構成と主な内容

1 被害者の安全に配慮した支援体制づくり

「DV 被害者の安全確保ガイドライン」で関係機関における被害者への特別な配慮について、各機関の対応や連携の仕組みを整理

2 二次被害を起こさない支援体制づくり

二次被害) DV 被害の潜在化への要因の一つ

関係機関・団体の連携強化や職務関係者の研修の充実、苦情処理体制の周知と活用等による。

3 被害者の相談・保護・自立における一貫かつ継続した支援体制づくり

相談体制や保護体制、自立支援体制、子どもへの支援体制及び外国人、障害者、高齢者などへの支援体制等について、被害者の多様なニーズに対応できるように整備・拡充する。

4 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

DV等女性に対する暴力を許さない社会づくりのためには、学校や家庭、地域において人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育が欠かせない。民間団体との協働による教育・啓発活動や大学等に教育機関におけるDV防止教育の推進を進める。特に、男性の意識啓発や教育に取り組む。

◎佐賀県 DV 総合対策センター

DV総合対策センターとして行う内容は、相談を受け付けたり、情報の収集や提供、そしてまた、DVというのは関係機関がさまざまある。警察に直接話が来ることもあり、また、女性相談という形で来ることもある。消費生活相談の形で来ることもある。さまざまなので、あちこちの部署、または市町村で持っている情報をきちんと交流させて、より総合的な、効果的な対策を講じていくための「佐賀県DV総合対策会議」、こうしたものをこの「佐賀県DV総合対策センター」で運営。

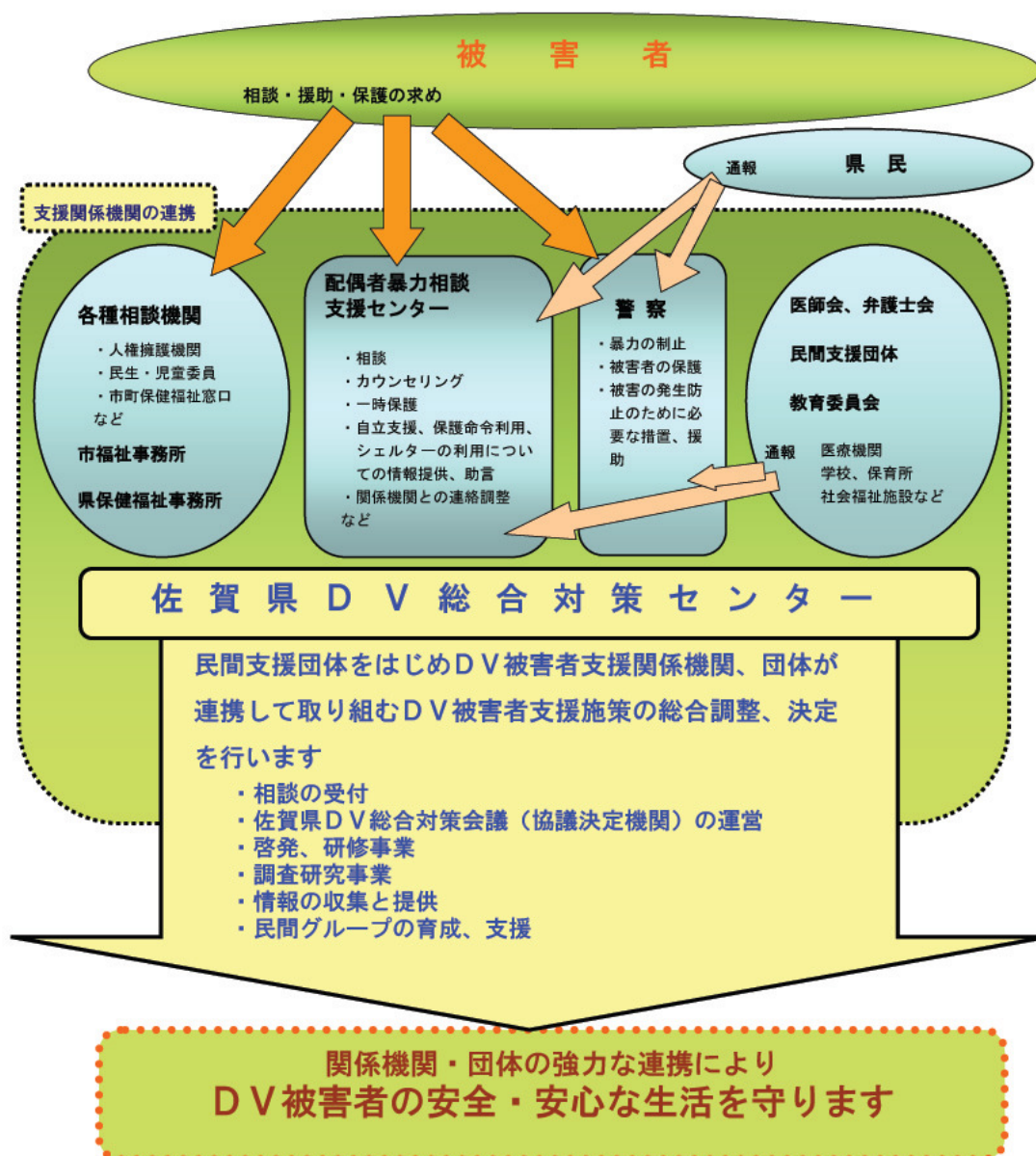
このほか、それぞれの部署にいただけでは、なかなか専門的な知識や経験を積むことができないという方々のために、啓発研修事業、調査研究事業、また、DV対策を民間の方で支援しているNPOやグループ、ボランティアの育成支援事業を行っていくこととしています。

◎佐賀市家庭児童相談室

無料で相談に応じ、内容によっては他の相談機関を案内する。

佐賀県DV総合対策センター

佐賀県では、女性に対する暴力の根絶を目指し、DV被害者支援に関する機関や民間団体、弁護士会、医師会などとの連携を強化し、被害者支援を円滑に行うことを目的に、平成16年4月に「佐賀県DV総合対策センター」を設置しました。これは全国でも初めての取り組みです。



東京都

相談件数は年々増加。区市町村、警視庁、地域における相談体制の充実で認知度の高まり。

☆「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」

東京都の配偶者暴力対策には、東京都配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村、このほかにも多くの機関や団体が関わっています。庁内関係各局、警視庁、区市町村、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、法テラス、民間支援団体等、幅広い関係機関・団体を構成員とする。施策の推進と連携の促進を図る。

☆施策推進上の中心視点

- 1 暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実
- 2 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化
- 3 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

具体目標

- 区市町村における基本計画策定団体数を 24 → 47 に
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数 2 → 5 に
- ◎若年層向け相談先周知カードの作成
 - 都内大学、短期大学、専修学校の学生に配布

医療機関での適切な対応

- ・医療関係者に向けた職務関係者研修の実施
- ・都立病院における医療関係者向けの研修の実施
- ・パンフレットの医療機関への配布
- ・「医療機関向けの犯罪被害者支援マニュアル」の改定

保健所や保健センターにおける適切な支援

- ・保健師等に向けた職務関係者研修の実施
- ・配偶者暴力被害者支援基本プログラムの活用

[illegible]

以上、佐賀県と東京都の取り組みを大まかに拾い出してみたところ、どちらも相談しやすい環境づくり、組織の連携（二次被害の防止）という点に重きを置いた方針であると感じました。日本の地方自治体の行っている、DVをなく

すための活動は、大きく分けると、

①未然に防ぐため、早期発見のための活動…→地域全体の意識啓発、相談できる環境整備

②被害者の保護、二次被害の防止…→カウンセリング、シェルターなどの環境整備

こういった活動は基本的には変わらず続けられているもので、そのなかでも、最近では、時代のニーズに応じ意識啓発の手段としてインターネットを有効活用し、SNSなどで若者たちに効果的に情報を伝達しているところもあります。また、地域において、学校や病院、交番、町内会などの地域のネットワークが、DVをなくしていくうえでとても大きな役割を果たすと考えます。各都道府県でそれぞれの病院、学校、警察などでDV防止につなげるためのセミナーなどが開かれ、意識啓発につながるよう力を入れています。それらの機関が連携して機能することで、スムーズな被害者の保護や、二次被害の防止につながると考えられています。

最終章—DVのない社会を創るために、行政ができること—

現在、日本の地方自治体などで施行されているDV防止計画のほとんどでは相談所や保護施設の数を増やすことで現状に満足しているように思えます。どんなに、まわりに意識を啓発できたとしても、昨今の希薄な地域コミュニティのなかでは効果を発揮できないケースもあります。結局は、当事者本人が最終的なところで自分がDV被害者であるという認識を持つことと、その状況を打開する気持ちを持つことができるようにすることが大事になってきます。日本で、相談することができずにいる被害者たちは、心の中に「私が悪いのだ」「愛されているから暴力を振るわれるのだ」という思いがあり、センターに相談したり警察に通報することが、配偶者を裏切ることになるのではないかという心理が働いています。そんな状況で被害者が一歩踏み出す勇気をもつことはとても難しいことです。実際に暴力を受けたりした被害者で、センターに相談した人はとても少なく、今後DV被害をなくしていくためには、行政のほうから被害者を迎えに行つてあげるような体制が必要だと考えます。しかし実際には、被害者が自分の意思で助けを求めなければ、被害が起こっている現状すら把握できない故、救い出すことは困難です。

地方行政が、DV被害者を日常的な身体的・精神的な暴力から救うために必要な手立ての一つに、加害者更生プログラムがあります。もちろん現在行われている、DVを予防するための意識を啓発する活動、被害者が相談できる環境、被害者を保護できる体制を整えるということもとても大事で、今後も柱となる

施策ではありますが、私はそこに加害者更生プログラムをプラスし、充実させていくことが必要だと考えます。我が国において、犯罪に当たる行為を行った者への働きかけは、刑罰によって行われているのが原則です。暴行、傷害に限らず、刑罰法令に触れる行為について、科せられる刑罰とは別に加害者の更生のための制度が用意されている例はないのが現状です。

加害者の更生に関しての対策は難しく、現在、日本は先進国の中でも遅れているほうです。加害者の更生がきちんとプログラム化されているアメリカでも、実際に「更生した」と言えるのは半分以上だそうです。しかし、その加害者更生プログラムがアメリカで長年実施され、強化されていることの意味を考えると、とても効果的、即効的とは言えないかもしれませんが、それが加害者更生プログラムを日本で積極的に導入しないという理由にはならないと考えます。少しずつでも、社会が変わる可能性があるのなら、取り入れる必要があります。その必要性は、DVの加害者更生は刑罰のみによっては必ずしも果たせないこともあり得る点、DVなどの家庭内における犯罪の中には、被害者が加害者に刑罰を科すことを望まない結果、刑事手続きに乗らない事例も多く刑罰による加害者更生が現実的ではないという、通常の犯罪とは異なった事情がある点により説明することが可能です。また、現在の日本の制度から行けば、加害者更生プログラムを受講することができるのは、自ら変わりたいと希望して訪れる、前向きな人たちです。アメリカの加害者更生プログラムでは、逮捕後の釈放や執行猶予の条件として付随する形で加害者更生プログラムが存在しているので、その精神状態から、加害者を完全に更生させることはとても困難かもしれませんが、日本の加害者更生プログラムでは、より効果を発揮することができるでしょう。

ドメスティック・バイオレンスという、家庭内での複雑な問題を解決するということは、とても難しく、完全に撲滅するということは不可能と言えるかもしれません。それでも、地方行政の力を利用することで、被害者に勇気を与えたり、加害者の思考を変化させたりすることが可能になり得ます。私は、ドメスティック・バイオレンスについて調査するなかで、被害者はもちろん、加害者も心の傷を抱えていたり、自分の感情を大切な人に伝えるすべを暴力以外にもっていなかったりという悲しい側面があるということがわかりました。家庭という、本来温かくあるべき場所が暴力によって、とても居心地が良いとは言えない場所になってしまうのは本当に悲しいことです。

今後、日本の加害者更生プログラムが、より充実し、加害者をポジティブな方向に変え、DV被害の減少につながることを願います。